

| | | | |
|--|---|---|---|
| <p>上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 お寄せいただいたご意見及びこれに対する亀岡市の考え方を以下のとおり公表します。</p> | | | |
| 意見募集期間 | 平成30年4月16日～5月7日 | 意見数 | 5 |
| | 意見の要旨 | 亀岡市の考え方 | |
| 1 | <p>「路上喫煙」に限定していることが大変消極的な条例であると考えられる。</p> <p>近隣自治体に合わせた内容であるが、将来的に後れを取る施策と言わざるを得ない。東京オリンピックのホストタウンとして、亀岡市民を含む国際基準で考えることが大切だ。全世界的視野から検討を望みます。</p> <p>「受動喫煙の規制」へ条例名称を変更する、「公共交通機関」「公共施設」公共性の高い「ショッピングセンター」「レストラン」への規制を盛り込む、努力義務規定に期限を設け、2～3年後に義務とする規定を設けることを提案する。</p> | <p>路上喫煙の規制は、受動喫煙を防止するという観点からは、限定的な効果といわざるを得ない部分もありますが、公共的な「路上」を規制することで、市民全体に受動喫煙防止への意識を啓発していくことも目的としているところです。</p> <p>また、ご提案の公共性の高い施設等への規制に関しては、健康増進法の改正に伴い施設管理者等に向けて整備が進められるところであり、今後、この条例（素案）制定を契機とし、法改正に伴う必要な整備を行っていきたいと考えます。</p> | |
| 2 | <p>路上喫煙の規制対象区間に、並河駅地下通路の東側起点まで対象に加えてほしい。規制対象区間にしないと、地下通路にも喫煙及びポイ捨てが行われるかもしれない。</p> | <p>路上喫煙の禁止区域については、受動喫煙の防止を主な目的とし、ご提案いただいているポイ捨てに関する事など様々な観点を考慮しながらできるだけ効果のある区域を設定していきたいと考えております。地域の状況を把握されている中で貴重なご意見をいただきありがとうございます。今後、地域をはじめ、関係団体との協議をしながら、進めていきたいと考えています。</p> | |
| 3 | <p>条例を広く広報すること、看板や路面標示等を確実にして、市民にすぐ喫煙禁止区域がわかるようにすること。また、禁止するだけではなく、必ず喫煙場所を作り、表示すること等、市民が混乱しないよう事前準備</p> | <p>条例制定後は、周知期間を設け、広報の徹底に努めたいと路上喫煙禁止区域を設定します。また、路上喫煙禁止区域の設定後は、さらに十分な周知期間を設けたのちに過料を徴収することとします。指定の喫煙場所を</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>備をお願いします。</p> | <p>設けることについては、今後、協議し検討していくところですが、設置する場合は、対策を講じたうえで、明確にその表示を行いたいと考えます。</p> |
| 4 | <p>喫煙マナーの向上により歩きタバコは殆ど見かけなくなり、指定された喫煙場所での喫煙が普通になっている。たばこ税は貴重な財源で地域の発展に寄与している。一律過度の喫煙規制ではなく、分煙を徹底し吸う人吸わない人が普通に生活できる社会を目指してほしい。やむなく路上喫煙防止条例を制定するのであれば、乗降客の多い亀岡駅周辺のみとして、複数の喫煙場所の設置をお願いします。</p> <p>加熱式たばこについては、火傷を負わせたり、副流煙もでないため、規制の対象外にしてほしい。</p> | <p>近年、喫煙される人のマナーは向上しており、喫煙されない人への配慮をされている人が多い状況と思われます。今後、この条例制定に係る趣旨をご理解いただき、さらに一歩、受動喫煙防止への取り組みをともに進めていければと考えております。路上喫煙禁止区域については、設定する時期や場所について地域や関係団体と協議をしながら進めていきたいと考えます。また、加熱式たばこ等については、受動喫煙への影響について判断する資料が十分でない段階とも言われており、厚生労働省等の見解を注視しながら規制についての考え方を検討していきたいと考えます。</p> |
| 5 | <p>JR 亀岡駅前の喫煙所は撤去されたい。</p> <p>タバコの煙や蒸気を社会的障壁とする障害者の駅の利用を制限、排除する差別に当たる。</p> <p>市が率先して市民等の健康や安全な生活環境を確保されたい。</p> | <p>「望まない受動喫煙」の実効性のある対策について関係機関と協議しながら、最大限、公的空間での受動喫煙防止に努めていきます。</p> |